の二、丸田一九の二（次の図に示す部分に限る。）、八の五、二一の二、大槙二二の四・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五の二、平折町大槙四一の一（次の図に示す部分に限る。）、二二の二、三一の二、三六の二、三七の三、三七の四、四五の二、四六の二、四七の六、四七の七、サルクゴ四一の八、四一の一一、四一の一四、四一の一五、コキウ一一の三（次の図に示す部分に限る。）、一四の七、三一の五、三七の三、トヤカ子一二の八、栃本町引木一の二、二の二、六の二、一九の二、二四の二、隠山一三の二、二二の七、二七の二、桑原田町猿クゴ二の二、四の二、霧山町石田一の二、四の二、五の二、六の二、九の二、一〇の二、一一の二、一二の二、一三の二、松山二七の二、二九の二、三一の二、三二の二、三三の二、三四の二、楮畑一の二、一七の一、小松二二の二、二七の二、柳田一五の二、近岡町西キビュウ一〇の二、二二の二、二三の二、二四の二、二六の四、岩倉一、二の三、東キビュウ一七の二、一九の二、馬橋九の一、田島二九、則定町大平一四の一二から一四の一四まで、一五の二、タキザカ二〇の一七、二〇の一八、向二の四、二の七、仙元一三の二・二二の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、上小田町西山一六の二、西ノ下二九の二、三〇の二、イモウ七九の三、七九の四、上脇町タラクゴ二六の二、下国谷町大付三の一・四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五の二、六の二、七の一、八、九、一二、国谷町向イ二〇の二三、田振町大水口一四の一から一四の三まで、一七の一、一七の二、一七の四、下佐切町日向四三、四四、国関町見安一の二、七の一、七の二、七の四、屋ゲ四二の二、篭林町大洞三二の一、六三から六五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県北設楽郡東栄町大字中設楽字桜平三四の一〇（国有林）、一三の三・二五・二六・二七の一・二七の二・二八の二・二八の三・三八の一・三八の二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一二、一三の一、一三の二、一三の四、一四から一八まで、二四、二七の三、二八の一、三三、三四の一、三四の二、三八の三、字安原久曽一の一二・一の一三・二の二（以上三筆国有林）、一の一、一の二、二の一、三から一四まで、一四の一、一四の一の一、一四の二、一五から二一まで、豊根村古真立字瀬沢三一の二、三一の四、三一の五、三二、字瀬沢入七の一、八から一二まで、三沢字上平二三、二三の三、二四の一、二四の三、二四の五、二四の七、二四の九、二四の一二、二四の一四、二五の一、二五の二、二六、二七の三から二七の五まで、下黒川字猪見谷下一四の五、一五、一六の四、字ソンデ二五の七、二五の二四、二五の二五、二六、二九の二、三一から三三まで、三五の一、三五の二、三五の五、三五の七、坂宇場字須栃五、五の五から五の一一まで、五の一三、字御所平五六の三七から五六の四二まで・五六の四四・五六の四五・五九の一一（以上九筆国有林）、五六、五六の三から五六の九まで、五六の一一から五六の一三まで、五六の二〇から五六の二二まで、五六の二七、五九の一から五九の三まで、五九の五、六八の九、六八の一三七、七〇の五六、字高橋八の八九・八の九七から八の九九まで（以上四筆国有林）、七の九、八、八の一、八の二、八の五から八の七まで、八の九から八の一四まで、八の一九から八の三九まで、八の四八、八の五〇、八の七一、八の九四、八の九六、九の四、一二の一、一二の二、一三の三、一三の四、一四の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市月原町安ノ平六の一三、**樋**ノ沢一五の三〇、井ノ元一一の二二、入出リ一六の一〇、一六の一一、岩倉九の一三、一八の一三から一八の一五まで、ザザラ一七の二三、一七の二四、寺山一三の六から一三の九まで、下中ノ沢一一の一二、一一の一四、一五の一一、荻殿二四の一三、二四の一四、二四の一九、子ブ六の一三、**明摺**川二六の九、松ケ洞一六の五、一六の六、一六の八、羽根ケ瀬七の五（次の図に示す部分に限る。）、七の四一、七の四三、七の五二、七の五四、七の六六、七の六七、一三の三一、一三の三二、一三の三五、一三の三六、一三の三九、一三の四三から一三の四七まで、一六の一九、一六の二〇、一六の二五、一九の八、釜ケ洞七の一（次の図に示す部分に限る。）、七の五、七の七、九の七、九の一二、九の一四から九の一九まで、九の二四、九の二八、九の四〇から九の四四まで、九の四六から九の四九まで、九の五一、九の五六から九の五八まで、一八の一二、一八の一五、一八の一六、一八の一八、一八の一九、一八の二一、一八の二二、一八の二四、一八の二六、一八の二八、中畑一〇、一一、二七の二から二七の七まで、大洞五の一から五の七まで、五の九から五の一一まで、七の一、七の二、七の四から七の七まで、大河原町銚子二五の九、大**摺**六の六、一〇の一二、一〇の一四から一〇の二三まで、一〇の二五、一〇の三一、一〇の三二、一六の一、一六の二、一六の五、一六の七、一六の八、三三の二、三七の一、三八、四二の一、四二の二、四八の五から四八の七まで、四八の九、五九の一〇、名目理一の二、七の三、八の七、九の二、一〇の二、一三の二、一四の二、一五の二、一八の二、一九の二、二〇の二、二一の二、二二の二、二三の二、二六の二、二七の二、三二の二、三三の二、三五の三、三六の三、**葛**町追平一〇の二（次の図に示す部分に限る。）、三の二、七の二、八の二、九の二、一三の二、一六の二、一七の二、二三の二、二六の二、二七の二、三六の二、三八の二、三九の二、四〇の二、四二の二、四四の二、五三の二、ササミド五三の六、**摺**町青木三の四、坂下二〇の二、二三の二、三三の四、三五の二、尊坊七（次の図に示す部分に限る。）、四の四、井ノ向五の二、矢落二の二、七の二、八の二、三五戸九の二、一一の二、打込一二の二、一三の二、落一八の四、後山九の二、一〇の二、一一の二、二四の四、高丁四の二、二二の二、乱橋三、**中**立町山沢三の三、四の二、九の二、一一の二、一二の二、四〇の三、四〇の四、四一の三、五二の七から五二の九まで、小白一五の二、漆ノ草五の二、浜居場二の二、三の二、東洞一四の二、一五の二、一七の七、一七の八、二二の三、神於倉九の二、森前一二の二、御堂前二の二、三の二、猿林四の二、一〇の二、一四、作道二の三、大日陰三の三、下三足五の四、石ノ立一三の六、一三の七、一五の一〇から一五の一二まで、二一の一、二一の二、碉羅二五の一、大久手五の一、五の二、塩ノ沢町**中**ノ沢一三・二六・二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三の三、四の三、九の三、一〇の二、三〇の二、イリ三〇（次の図に示す部分に限る。）、皿田一五の二、沢尻二〇の二、大塚町ワラビド一六の二、一九の二、二六の二、二八の二、ツバキ一六、栃ノ沢町石田二三、二三の一から二三の三まで、二六から三一まで